

長久手市生垣設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 長久手市生垣設置補助金（以下「補助金」という。）は、長久手市みどりの条例（平成8年長久手町条例第10号）に基づき、みどりの推進のための生垣設置を奨励することによりみどりの育成を推進し、安全で快適な市民の生活の確保に寄与するため、生垣を設置する者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、市内で住宅、店舗、工場、事業所等の用に供している土地（建築確認申請又は固定資産税の課税状況により、その用地として認められる土地を含む。ただし、法令等による許可等を得ていない土地は除く。）に所有権又は借地権を有する者が次の各号に掲げるすべての基準に適合する生垣を設置する場合（既設のものを除く。）とする。

(1) 生垣は、道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）又は隣地沿いにあること。かつ、生垣の延長は3メートル以上連続して道路沿いにあること。なお、既設の生垣が3メートル以上連続して道路沿いにある場合には、道路沿いに生垣を設置することなく隣地沿いに生垣を設置することができる。この場合において、生垣の延長は樹木の幹から幹までの長さとする。

ただし、その土地の利用上又は地形上この条件を満たすことができない場合であっても、次の各号のいずれかを満たすときは、補助の対象とする。

ア 3メートル以上連続して道路沿いに設置できない場合で、合計して3メートル以上道路沿いに設置するとき。

イ 道路が建築基準法第42条を満たしていない場合で、この基準を満たすよう後退して設置するとき。

ウ 3メートル以上連続して道路沿いに設置できない場合で、道路に面した駐車場（奥行きは道路から5.2メートル以内）に沿って、生垣が道路から直接見えるように設置するとき。

エ 生垣設置を行う土地が3メートル以上道路に面していない場合で、道路に面した部分（延長敷地を含む。）から3メートル以上連続して設置するとき。

- (2) 道路又は隣地境界から、樹木の幹を0.3メートル以上離して植栽すること。
ただし、隣地境界から樹木の幹を0.3メートル以内に設置する場合で、隣地所有者から書面で同意が得られているときは、この限りではない。
 - (3) 地盤面から0.9メートル以上の高さを有する樹木を植栽すること。
 - (4) 生垣の延長1メートルにつき2本以上の樹木を植栽すること。
 - (5) 植栽地の盛土をブロック等で囲む場合は、道路面から地盤面の高さと同様の高さの合計が1メートル以下であること。ただし、地形上擁壁設置がやむを得ない場合は除く。
 - (6) 樹木を柵等に併設する場合、その併設部分は、道路又は隣地から樹木の視界を2分の1以上遮らない状態にすること。
 - (7) 樹木が暴風雨等により倒れることのないよう十分処置をすること。
 - (8) 樹木は、土地と生垣に適した樹種とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 過去10年間に同一の土地について、この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた者
 - (2) 生垣を設置する土地について、所有権又は借地権の有無及び隣地との境界線について係争を起こしている者又は生垣設置によりそのおそれがある者
 - (3) 1メートル以上のコンクリート塀、コンクリートブロック塀、石造塀、板塀その他これらに類する塀に合わせて生垣を設置する者
 - (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めた者
- 3 補助金の対象となる補助対象経費は、次に掲げるものをいう。
- (1) 樹木及び樹木の植付けに必要な経費
 - (2) 支柱材料及び支柱設置に必要な経費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか生垣を設置するのに必要な材料、人件費及び諸経費
(生垣設置に直接的に必要なでない構造物等にかかる費用及び申請者自らが施工した場合の人件費は除く。)
- (補助金の額等)
- 第3条 補助金の額等は、別表により算出された額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生垣設置に係る工事に着手する前に、あらかじめ長久手市生垣設置補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請内容に変更が生じたときは、申請者は速やかに長久手市生垣設置補助金変更交付申請書（様式第2）を提出しなければならない。

(補助金交付の決定通知)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、長久手市生垣設置補助金交付決定通知書（様式第3）で通知するものとする。

(完了届)

第6条 補助対象の生垣設置に係る工事を完了したときは、申請者は速やかに生垣設置完了届（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の確定通知)

第7条 市長は、前条の完了届を受理した場合は、14日以内に完了検査を行い、相当と認めるときは補助金の交付を確定し、長久手市生垣設置補助金交付確定通知書（様式第5）で通知するものとする。

2 市長は、前項の通知をするにあたり、補助金の目的を達成するため次の条件を付するものとする。

(1) 生垣設置後、適切な維持管理を行うこと。

(2) 生垣設置後10年間は、生垣として活用すること。

(補助金の請求及び支払)

第8条 申請者は、前条の通知を受けたときは、長久手市生垣設置補助金支払請求書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の変更又は取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部若しくは一部を変更し、若しくは取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載したとき。

(2) 第4条第2項により生垣設置補助金変更交付申請書（様式第2）を提出したと

き。

(3) 第7条第2項の条件に違反したとき。

(4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定を変更し、又は取消した場合は、長久手市生垣設置補助金変更決定通知書（様式第7）により通知するものとする。この場合において、既に交付した補助金を返還させるときは、長久手市生垣設置補助金返還命令通知書（様式第8）により通知し、期日を定めて返還させなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、既に申請書を受理しているものに係る補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助金の額	補助金の限度額
1 一戸建住宅、 店舗、事務所、 工場等	生垣の延長1メートル当たり4,000円を乗じて得た金額とする（当該額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額とする。）。	150,000円
2 集合住宅等	生垣の延長1メートル当たり3,000円を乗じて得た金額とする（当該額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額とする。）。	150,000円
3 分譲住宅	生垣の延長1メートル当たり2,000円を乗じて得た金額とする（当該額が補助対象経費を超える場合は、補助対象経費の額とする。）。	1宅地につき 60,000円
4 その他	区分1又は2に該当するもので、一定区域居住者、事業者等において、統一的に任意協定等を作成し生垣設置を行う場合は、補助金額の割増し等についてその都度協議する。	